

身体障害者福祉法第15条指定医師指定要領

松山市社会福祉審議会
身体障害者福祉専門分科会
審 査 部 会

標記については、下記のと通りの取扱いとする。

記

この要領は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第15条第2項の規定により、指定医師の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 指定事務

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定を申請する者は、身体障害者福祉法指定医師申請書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師を指定しようとするときは、身体障害者福祉法施行令第3条第1項の規定による、その医師の同意（様式第2号）を得なければならない
- (3) 医師の指定に当たっては、松山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聞いて行うものとする。
- (4) 審査結果に基づく指定に関する通知は、通知書（様式第3号）により行うものとする。
なお、指定年月日は、部会が開催された月の翌月初日とする。
- (5) 指定事項の変更の届出に当たっては、身体障害者福祉法指定医師変更届（様式第4号）によるものとする。
- (6) 身体障害者福祉法施行令第3条第2項の規定による申出は、身体障害者福祉法指定医師辞退届（様式第5号）によるものとする。
- (7) 身体障害者福祉法施行令第3条第3項の規定については、松山市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聞いて行うものとする。
- (8) 指定医療機関は、標示（様式第6号）をその見やすい場所に提示しなければならない。

2 指定医師の指定要件

医師の指定にあたっては、原則として「身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定基準について」（平成21年12月24日障発第1224第3号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由又は心臓、じん臓若しくは肝臓若しくは呼吸器の機能障害若しくはぼうこう若しくは直腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の医療に係るのある診療科名を標ぼうしている病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有し、学会又は一般社団法人日本専

門医機構が認定する専門医証（一部，認定医証，指導医証を含む）を有する医師について行わなければならない。

なお，医療に関係のある診療科名は，概ね次のとおりであること。

(ア) 視覚障害の医療に関係のある診療科名

眼科，脳神経外科，神経内科

注）眼科以外の診療科にあつては，腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

(イ) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻咽喉科，脳神経外科，神経内科

注）耳鼻科以外の診療科にあつては，腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

(ウ) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻咽喉科，脳神経外科，神経内科，リハビリテーション科

(エ) 音声，言語機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻咽喉科，気管食道科，神経内科，リハビリテーション科，脳神経外科，内科，形成外科

(オ) そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名

耳鼻咽喉科，気管食道科，神経内科，形成外科，リハビリテーション科

(カ) 肢体不自由の医療に関係のある診療科名

整形外科，外科，内科，小児科，神経内科，脳神経外科，リハビリテーション科，リウマチ科，形成外科

(キ) 心臓の機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，小児科，循環器科，外科，心臓血管外科，小児外科，リハビリテーション科

(ク) じん臓の機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，小児科，循環器科，外科，小児外科，泌尿器科

(ケ) 呼吸器の機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，小児科，呼吸器科，気管食道科，外科，呼吸器外科，小児外科，リハビリテーション科

(コ) ぼうこう又は直腸の機能障害の医療に関係のある診療科名

泌尿器科，外科，小児科，小児外科，内科，神経内科，産婦人科（婦人科），消化器科（胃腸科）

(サ) 小腸の機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，消化器科（胃腸科），小児科，外科，小児外科

(シ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，呼吸器科，小児科，産婦人科，外科

注）エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。

(ス) 肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名

内科，消化器内科，外科，消化器外科，移植外科，腹部外科，肝臓外科，小児科，小児外科

また、専門医を認定する学会名は、次のとおりであること。なお、一般社団法人日本専門医機構が認定する場合はこれに準ずること。

(ア) 視覚障害の認定に必要な学会名

日本眼科学会，日本脳神経外科学会，日本神経学会（神経内科）

(イ) 聴覚障害の認定に必要な学会名

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会，日本脳神経外科学会，日本神経学会（神経内科）

(ウ) 平衡機能障害の認定に必要な学会名

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会，日本脳神経外科学会，日本神経学会（神経内科），
日本リハビリテーション医学会

(エ) 音声，言語機能障害の認定に必要な学会名

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会，日本脳神経外科学会，日本神経学会（神経内科），
日本リハビリテーション医学会，日本気管食道科学会，日本内科学会，日本形成外科
学会

(オ) そしゃく機能障害の認定に必要な学会名

日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会，日本神経学会（神経内科），日本リハビリテーショ
ン医学会，日本気管食道科学会，日本形成外科学会

(カ) 肢体不自由の認定に必要な学会名

日本脳神経外科学会，日本神経学会（神経内科），日本リハビリテーション医学会，
日本内科学会，日本形成外科学会，日本整形外科学会，日本外科学会，日本リウマチ
学会，日本小児科学会（小児に限る）

(キ) 心臓の機能障害の認定に必要な学会名

日本循環器学会，日本心臓血管外科学会，日本小児科学会（小児に限る）

(ク) じん臓の機能障害の認定に必要な学会名

日本内科学会，日本腎臓学会，日本泌尿器科学会，日本糖尿病学会，日本透析医学会
日本小児科学会（小児に限る）

(ケ) 呼吸器の機能障害の認定に必要な学会名

日本呼吸器学会，日本呼吸器外科学会，日本小児科学会（小児に限る）

(コ) ぼうこう又は直腸の機能障害の認定に必要な学会名

日本泌尿器科学会，日本消化器病学会，日本消化器外科学会，日本小児科学会（小児
に限る）

(サ) 小腸の機能障害の認定に必要な学会名

日本消化器病学会，日本消化器外科学会，日本消化器内視鏡学会，日本小児科学会（小
児に限る）

(シ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の認定に必要な学会名

日本リウマチ学会，日本血液学会，日本小児科学会（小児に限る），日本内科学会，
日本感染症学会，日本エイズ学会（認定医，指導医を含む）

(ス) 肝臓機能障害の認定に必要な学会名

日本肝臓学会，日本小児科学会（小児に限る）

3 医師の経験年数は、次の各号のいずれかに該当していることを必要とする。

- (1) 大学の医局又はこれに準ずる病院において、視覚障害、聴覚もしくは平衡機能障害又は音声機能、言語機能もしくはそしゃく機能障害の医療に係のある診療科は2年以上、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、肝臓機能障害呼吸器機能障害、ぼうこうもしくは直腸機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の医療に係のある診療科は3年以上、それらの科の診療に専ら従事していること。

なお、研修期間の算入については下記のとおりとする。

ア 大学院、研修医の研修期間については、研修内容が、とくに担当しようとする障害区分に係のある科であるときは、医療経験期間に算入する。

イ 病理学教室等の研修期間について臨床に関わりがない場合は、医療経験期間に算入しない。

- (2) 病院又は診療所において前号に規定する各障害の医療に係のある診療科の診療に5年以上専ら従事していること。

附則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成17年9月1日から施行する。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和5年9月1日から施行する。

附則

この内規は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この内規は、令和7年6月1日から施行する。